



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 42(6), 209-212
Issue Date	1992-07-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16859
Type	bulletin (other)
File Information	42(6)_p209-212.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○平成三年二月二〇日（金）午後二時より

「独占禁止法からみた知的財産権」

報告者

稗 貫 俊 文

出席者

（北海道大学教授）

二二名

〔報告の要旨〕

I 知的財産権の市場における機能

1. 知的財産権は、多様な保護目的と保護対象をもち、それらは大きく創造性を保護要件とする特許権や著作権の系譜と、

識別性を保護要件とする商標権の系譜に分けられること、前者の系譜はさらに審査・登録制度を有する特許権の系譜と、それが無い著作権の系譜に分けられることができるとされた。

2. この大まかな分類をもとに、それぞれの権利の市場における機能が検討され、なかでも、法的保護による創作的活動の奨励効果という観点からみると、特許権の系譜はそれが妥当するが、著作権の系譜では、著作隣接権にかかる事業やコンピュータ・プログラムやデータ・ベースの開発事業などの一部を除いて、インセンティブ効果が個人の著作物の創作活動にまで妥当するか疑わしいこと、商標権の系譜ではそれが妥当しないことが指摘された。その他に、市場には本来競争に起因して投資を奨励する効果があり、特許制度などはかかる市場の機能を逆に阻害するおそれがあることなど、知的財産権の市場における功罪が、産業組織論の研究成果を紹介する形で言及された。

3. そして、このような差異にもかかわらず、報告の冒頭においては、知的財産権の保護対象を知識・情報として統一的に把握することが可能であるとされた。そして知的財産権が「知的財産権」と総称される理由は、知識・情報の本来的性質か

ら占有管理することが困難（ただ乘りの発生）であり市場において取引され難いという難点を、法的保護によって克服することに共通点があるからだと指摘された。

II 反トラスト法と特許の経済学——特許ライセンス契約とその制限条項をめぐって

1. 米国においても、特許権者の報償を確保するための活動ができるだけ自由にする。ことが、研究開発投資の奨励効果を強めるといふ政策的含意が特許制度に内在すると解されてきた。そのため反トラスト法の規則は、過度に厳格に行われると、特許権者の報償を減少させ、研究開発投資の奨励効果を損なうものと考えられた。経済学者のF・マッハルプの一九五〇年の研究は、このような因果関係に疑問を投じ、特許ライセンスやその制限条項を規制することは、特許権者の報償を幾分減少させることになるが、そのことは研究開発投資の奨励効果に有意な影響を与えないことを明らかにした。
2. この成果は、一九六〇年に当時の著名な反トラスト法学者D・F・ターナーの論文に援用され、反トラスト法の規制においては、特許権者のライセンスの意欲を殺ぐことがないよ

う配慮する必要があるが、それ以上に研究開発投資の悪影響まで考慮することは不必要であるという立場が表明された。報告者は、ターナーの見解が、産業組織論の実証的研究（Iで言及した）にも支えられて、一九六〇年代の司法省の法運用指針に大きな影響を与えたとする。

3. これにたいして、一九八〇年代の司法省は、反トラスト政策全般の緩和の流れにそって、逆の立場に大きく転換した。司法省は、実証研究よりも価格理論に基づく経済分析に信頼をおきながら、特許ライセンスやその制限条項が、不完全な技術市場における機会主義を抑え、取引費用やリスクを軽減して、活発な投資活動を促し、競争を促進することを強調した。かつての立場は、知的財産権の市場における役割に無知、無理解だったと破棄されたとする。
4. 報告者は、最近の司法省が示すところの、技術市場の不完全さに起因する機会主義を抑制し、リスクや取引費用を節減するために制限条項が使われるという理解を、当該市場に対する認識の深化であり参考と値すると認める。しかし、その採用には節度というものがあるべきで、制限条項による現在の事業活動の制約が、かえって活発な投資を促し、新たな競争を呼び起こすという動態的競争観の反トラスト法への大幅

な導入に危惧の念を禁じ得ないとした。少なくとも我が国の独禁法は、時間的に長期を見通すような動態的な競争観を導入して、現在の事業活動の制約をむしろプラスに評価するよ
うな法的枠組みもたない（独禁法の競争の定義規定二条四項を参照）ので、同じ立場を取り得ないことを指摘する。そして、この観点から、公正取引委員会の「運用基準」（平成元年2月）は、事業活動の制約に係る制限条項の規制において、制限のもつ特許ライセンスの競争促進効果を十分に評価しつつ、しかし現在の制約を可能なかぎり除去する合理的な接近方法をとっていると評価する。

〔質疑〕

1. 報告に対して、次のような質問・意見が提出された。列挙するだけに止める。

2. 何が、60年代から80年代の司法省の理論の転換をもたらしたのか。その背景には、例えば、技術の内容・発展の仕方の差異というような事情があるのか。報告者が最近の米国司法省の見解を批判的に検討するとき、そこには日本の技術育成政策についての特定の立場が前提となっているか。司法省の

80年代初頭におけるIBM解体訴訟の取り下げ、AT&Tの同意判決など一九六〇年代から七〇年代始めに形成・確立された寡占市場構造規制が頓挫したことが、特許制度を寡占的市場構造形成の要因とする従来の見方を転換させる大きな背景となっているとみるべきではないか。「ただ乗り発生」

「占有困難」など有体財と異なる知識・情報の財の性質を指摘するが、それは債権、動産など財産権にも妥当することではないか。事業活動の制約がかえって新たな投資を呼ぶという見方を特許権の側の見方と言うが、知的財産権法においても現在の競争に対する配慮は存在する。著作権には著作者個人の創作活動に対するインセンティブ効果が乏しいとする見方に異論がある。等々。

○平成四年一月二四日（金）午後二時より

『法的思考、実践的推論と不法行為』訴訟

報告者 吉田 邦彦 氏

（北海道大学法学部助教授）

出席者 一八名

本報告は、昨年夏までの二年間の在米研究の「帰朝報告」の一環としてなされたものである。近時の民法学者（とくに平井教授）を中心とする法解釈方法論の流動化現象を受けて、「法的思考」「概念」「法的推論」の意義に光を当てることから出発し、「法と経済学」の潮流の影響の下に、功利主義的・政策志向的思考が色濃い不法行為法を素材に、若干の問題提起を試みた。この際、哲学的思潮の変貌の下に、近時注目を集めつつある「ネオ・プラグマティズム法学」ないし「実践的法学研究」の流れから示唆が得られるのではないかと考えた。

詳しくは、「法的思考・実践的推論と不法行為『訴訟』——アメリカ法解釈論の新たな動きを求めて（上）（中）（下）」ジュリスト九九七—九九九号（一九九二）を参照。

訂正

『北大法学論集』第四二巻四号に以下の誤りがありました。お詫びして訂正致します。

一七六頁より三一四頁までの各頁

誤：七四〇 → 正：七四二